

ドイツ連邦の基本法 と都市計画制度

ドイツ都市計画制度は、ドイツ基本法第一条の「人間の尊厳は不可侵である」という条文を遵守する政策を遂行する目的を持つと集約することができます。それに基づけば、日本とドイツの都市景観の異なりは、一個人の権利と義務についての社会的認識の異なりに由来すると説明することができます。

ドイツは連邦制を軸とした16の州から成り立つ共和国です。都市政策もその規模と建設意義に沿って連邦政府、州政府および自治体に責任と任務が分担され、自治体における建設行為は自治体の権限で行われます。この建設を伴う都市政策には、土地利用変更には議会承認を必要とし、計画建設履行図は住民公聴会での承認を必要とします。「おらが街」の建設政策には「おらが意見」が反映されるとは言っても、個人の権利の前に義務が先行するドイツのまちづくりの制度を、日本のそれと比較、対象しながら説明していただきます。

2024年

6月8日 土 14:00~16:00

報告：水島 信さん

(バイエルン州建築家協会 Architekt)

会場：Zoom参加 (定員60名)

参加費：1,000円

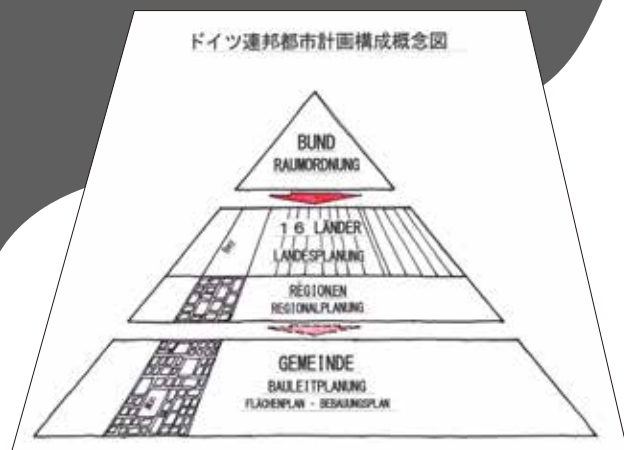
以下からお申し込みください。

※景住ネット会員は無料・お申込み不要です。

※定員に達し次第締め切らせて頂きます。

当日会場参加枠が数名分有ります。ご希望の方は

リモート参加にお申込みの上、下記問合せ先までご連絡ください。



水島信さんプロフィール

1947年新潟市生まれ。1966年新潟高校卒業。1970年芝浦工業大学建築学科卒業後、渡欧。ウィーン、ミュンヘンにて就業。1981年ミュンヘン技術大学建築学部卒業。Diplom Ingenieurの称号取得後、ミュンヘン、東京にて就業。1990年バイエルン州建築家協会に登録、Architekt称号取得。独立後、ドイツ、日本で建築、都市計画を行う

申込み

PCから

<http://www.machi-kaeru.com/>

スマホから申込み →

